

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※届出書は、原本を郵送又は窓口へ提出してください。(FAX不可)

令和 年 月 日 提出 都城市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号			
			フリガナ											宛番号			
令和 年 月 日 提出 都城市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名又は名称											担 連 当 者 先	所属		
			個人番号 又は法人番号												電話		
				←個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載										内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ											異 動 の 事 由 1. 退職 2. 退職 3. 休職 4. 死亡 5. 少額 6. 併合 7. その他 (事由・理由)	異 動 の 事 由 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
	氏名														異 動 日 年 月 日		
	生年月日	年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日現在の住所																
異動後の住所																	
		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)													
		円	円	円													

1. 特別徴収継続の場合 *転勤・転職先の事業所と税額等の連絡がとれている場合のみ記載ください。

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を				
	所在地	〒										_____ 月分 (翌月 10 日納入期限分) から						
	フリガナ											徴収し、納入するよう連絡済みです。						
	氏名又は名称											担当者連絡先	所属	氏名	電話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入
												内線 ()						

2. 一括徴収の場合 *1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則、一括徴収してください。

理 由 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)										左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月 10 日納入期限分) で 納入します。	
			月 日	円											

3. 普通徴収の場合

理 由 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため												※都 城 市 記 入 欄	
													処 理 日	担 当

*この異動届出書が不足したときは、複写してお使いください。